

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会
 〒420-8558
 静岡市葵区春日2丁目4番34号
 TEL 054-253-5580
 FAX 054-253-5589
 [インターネット]
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>
 静岡県国保連合会 | 検索

国保連合会の受付期間終了後、給付管理票及び請求明細書の内容に誤りがあることに気が付いた時の対応について

提出・請求した給付管理票や請求明細書の内容に誤りがあったことに受付期間が過ぎてから気が付いたがどうしたら良いか、というお問い合わせをいただくことがあります。

受付期間が過ぎてしまうと、請求データ等の取消しや再提出は原則として出来ません。審査が終了し、結果が通知された後にご対応いただくこととなります。



審査結果の通知がきたら・・・

まずは請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表をご確認ください。

対象の給付管理票や請求明細書が返戻になっていたら、返戻になってしまった事由を確認し、誤っていた箇所を修正して次の受付期間に再請求をしていただくことが出来ます。

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表がない又は対象の給付管理票や請求明細書は返戻(保留)になっていなければ、以下の対応を行ってください。

《給付管理票》

誤った内容の給付管理票が決定されている状況ですので、正しい給付管理票を再提出する必要があります。

再提出する給付管理票は給付管理票作成区分を「新規」ではなく「修正」で提出をしてください。

「新規」で提出してしまうと、【ANNJ：過去に同じ給付管理票(新規)を提出済】というエラーがかかり返戻になりますのでご注意ください。

※給付管理票を減額修正した場合、対象のサービス事業所の請求内容に特別地域加算・小規模事業所加算・中山間地域等提供加算等が含まれていると、再提出した給付管理票が【ASSB：査定後の請求額計算不可】というエラーで返戻されることがあります。

このエラーが出てしまったら、サービス事業所に請求明細書を取下げしてもらい、取下げの処理が終了してから給付管理票の修正を行ってください。

取下げ終了後、サービス事業所の請求明細書も再請求が必要になります。

《請求明細書》

誤った内容の請求明細書が決定されているので、その請求明細書の取下げをしてからでなければ正しい請求明細書を再請求することが出来ません。

取下げせずに再請求を行うと【ANN4：過去に同じ請求明細書を提出済】というエラーで返戻になります。

決定された請求明細書の取下げは、各保険者(市町村)へ申請を行ってください。取下げ申請後、各保険者で処理が終了すると介護給付費過誤決定通知書で通知されます。通知が来たら請求明細書の再請求を行うことが可能になります。

請求事務を担当される方は、御一読ください。